

苫小牧市学校給食用食器賃貸借公募型プロポーザル評価基準

1 評価基準の目的

本事業は、児童生徒により良い給食時間を継続的に提供するため、学校給食用食器の更新を効果的かつ持続可能な事業内容の提案を受けることを目的とし、提案者においては、これらの趣旨を踏まえ、単純な食器更新に終わらない、柔軟性等を持ち合わせた企画となるよう努力すること。

本評価基準は、本事業における審査方法のほか、審査に当たっての評価項目、配点等を定めるものである。

2 評価項目及び配点

次の評価項目に対して総合的に審査を行う。

	評価項目	配点
事業全体に関する提案	ア 効果的かつ持続可能な事業内容	15点
	イ 地元企業の活用を含めた目的達成方針	10点
	ウ 食育の観点での取り組み事項	5点
	エ その他、提案者による提案	10点
事業費に関する提案	オ 市負担額軽減の取り組み	10点
	カ 提案額（7年間の税込賃借料総額）	10点
合計		60点

3 評価基準

評価者は、上記ア～オは評価項目ごとに5段階評価し、配点に対して次の掛け率を乗ずる。

なお、カについては、提案額と算定式を基に算出する。（算定式は非公表とする。）

評価基準	掛け率
A評価(大いに評価できる)	1.0
B評価(評価できる)	0.8
C評価(普通)	0.5
D評価(あまり評価できない)	0.2
E評価(評価できない)	0.0

4 優先交渉権者の選定

- (1) 提案者において、合計点数の1位を優先交渉権者とする。
- (2) 合計評価点と同点の提案者が2者以上の場合は、「2 評価項目及び配点」・「カ 提案額」における価格が低い者を上位とし、価格も同額の場合は、「ア 効果的かつ持続可能な事業計画」での評価点が高い者を上位とし、更に同点の場合は抽選により決定する。
- (3) 優先交渉権者の選定における最低基準は、合計評価点満点の6割以上とし、最低基準を満たさない場合は、合計点数が1位であっても優先交渉権者として選定しないものとする。